

仙台「四方よし」企業大賞普及推進事業 受託者募集要領

仙台市では仙台「四方よし」企業対象普及推進事業の業務委託先を以下の要項で広く募集します。
なお、本公募は、令和2年度予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更及び予算額の減額の可能性があります。

1 事業目的

平成28年度に仙台「四方よし」企業大賞を創設し今年度で5年目を迎え、昨年度は制度の大幅リニューアルを行ったところである。仙台「四方よし」企業大賞歴代受賞企業13社（以下、歴代受賞企業）の優良事例や、仙台「四方よし」宣言企業（以下、宣言企業）の取り組み内容の発信を通じて、制度の更なる認知度向上をはかり、地元企業に「四方よし」な取り組みを普及させるとともに、宣言企業への登録企業60社達成を令和3年末までに実現することを目標に普及啓発を行う。

2 事業の内容

受託者は、別添仕様書に従って業務を遂行し、その結果について、報告書を成果物として納品する。

3 提案上限額

1,200,000円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

4 応募資格

応募の資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 仙台市内に本社（店）、支店または活動拠点（事業所等）を置いている法人及び団体等であること。
- (2) 宮城県内において地元企業等を対象としたセミナー等の事業実績があること。
- (3) 本事業の実施担当者が仙台市内に常駐しており、かつ(2)の実務経験を有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 受付期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 現金出納簿等の会計関係書類及び貸金台帳等の労働関係書類を整備していること。

5 選定業者数

1者

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 予算規模
1,200,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とし、採択提案内容等を市と調整し、契約金額を決定する。なお、委託費は、提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 委託費の支払条件

完了払

(5) その他

- ・ 市は、提案書の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託内容・委託料について協議のうえ、協議等が整ったときには、別途市が作成する業務委託仕様書に基づき随意契約を締結する。
- ・ 委託契約の締結にあたっては、最も評価の高かった提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について委託候補者と別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・ 協議が整った後に、委託候補者はあらためて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ・ 委託事業により生じた収入がある場合、委託費の一部を返還してもらうことがある。
- ・ 委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、原則として市に帰属するものとする。ただし、市と協定を結ぶことにより、受託者に帰属させることができるものとする。

7 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期間 令和2年4月10日(金)まで

※受付期間内であれば質問回数に上限は設けない。

(2) 受付方法 質問票(別紙1)に記入のうえ、電子メールで提出する。

※電子メールのタイトルには「仙台「四方よし」企業大賞普及推進事業に関する質問」と記載すること。

〔提出先〕仙台市経済局経済企画課企画調整係

電子メール: kei_joho@city.sendai.jp

(3) 回 答 随時質問者に個別に回答する

8 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、下記により応募申込書を提出すること。

(1) 提出期限 令和2年4月20日(月) 午後5時(必着)

(2) 提出先 仙台市経済局経済企画課企画調整係 (Tel 022-214-8275)

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

(3) 提出方法 郵送または持参にて提出すること。

(4) 提出書類

- ・ 応募申込書(様式第1号)…………… 1部
- ・ 企画提案書(様式第2号)…………… 7部
- ・ 経費見積書(積算内訳を添付)…………… 7部
- ・ 企画提案者の概要が分かる資料(会社案内等)…………… 1部
- ・ 定款または寄付行為(法人格を有しない場合は運営規約等)の写し…………… 1部
- ・ 履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し等…………… 1部
- ・ 直近の決算書またはこれに類する書類…………… 1部

(5) 企画提案書類作成上の注意

効果的な内容や手法、スケジュール等を分かりやすく提案すること。また、仙台「四方よし」企業大賞の受賞企業や制度の認知度向上に効果的な方法・アイデアがある時は積極的に提案するものとする。

(6) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 企画提案書等提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ・ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ・ その他企画提案に関する条件に違反した場合

(7) その他

- ・ 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする
- ・ 提出書類等は返却しないこととする
- ・ 提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差し替え・再提出は認めないこととする

9 委託候補者の選定について

以下により、委託候補者を選定する。

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類をもとに書類審査及びプレゼンテーションを行い、提案内容を総合的に審査する。

※提案事業者が多数の場合は、一次審査として書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う事業者を決定する。

プレゼンテーションの時間等は決定次第、電子メールで通知する。

(2) 審査基準

次の基準により評価し、総合的に審査して決定する。

- ・ 事業実施体制 (25 点)
- ・ 事業実施にあたっての充実度・実効性・独自性 (60 点)
- ・ 類似事業の実績 (10 点)
- ・ 事業金額及び費用積算根拠の妥当性 (5 点)

(3) 審査結果

最終的な審査結果は、プレゼンテーション実施事業者に対して郵送で通知する。

10 スケジュール (予定)

令和2年3月18日(水)	公募開始
令和2年4月10日(金)	質問票の提出期限
令和2年4月20日(月)	提案書の提出期限
令和2年5月中旬	プレゼンテーション
令和2年5月下旬	事業者選定, 契約締結, 事業開始
令和3年3月31日(水)	業務終了

11 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (4) 本事業において広報等を行なう場合にあつては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (5) 本事業の経理を明確にするため、委託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (8) 本業務の終了時に、実績報告書のほか配布物等必要な書類を提出すること。